



最高裁秘書第4848号

平成29年12月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

11月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第4602号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「当日の予定は次のとおりです。」で始まる文書（片面で2枚）

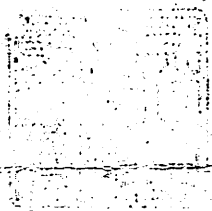
2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（氏名）、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）及び今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



殿

当日の予定は次のとおりです。

面接：11月10日（金）

（までに最高裁判所にお越してください。入構の際は、
西門からお入りください。）

健康診断：11月10日（金）

（直接病院（別添地図参照）に行き、受検してください。）

〔本件に関する問い合わせ先〕

最高裁判所事務総局人事局任用課企画係

電話03-3264-8111（内線）

殿

当日の予定は次のとおりです。

面接：11月10日（金）

（までに最高裁判所にお越しください。入構の際は、
西門からお入りください。）

健康診断：11月10日（金）

（直接病院（別添地図参照）に行き、受検してください。）

〔本件に関する問い合わせ先〕

最高裁判所事務総局人事局任用課企画係

電話03-3264-8111（内線）